令和７年度 此花区イルミネーション業務委託

仕様書

１　業務名称

　令和７年度 此花区イルミネーション業務委託

２　業務目的

此花区・夢洲において2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）が開催されることから、此花区役所ではこれまで万博の機運醸成を図るため様々な取組みを行っており、また万博の開催期間中についても、万博開催ご当地区として万博への参加を促すための取組みや万博を契機としたまちの盛り上げを行っていくこととしている。

しかしながら現状では、此花区を訪れる多くのインバウンド客等はＪＲゆめ咲線を利用し西九条駅とユニバーサルシティ駅（ＵＳＪ）を往復するのみで区内に足を向けておらず、結果としてまちの盛り上げに繋がっていない。

万博開催期間中には、より多くのインバウンド客等が来訪することが予想されるため、来場者の方々へおもてなしの気持ちを表すとともに、ＵＳＪと万博のみに足を運んで区内を素通りするのではなく、西九条駅や千鳥橋駅を玄関口として、少しでも此花区内に足を向けてほしいと考えている。また万博開催を契機として、区民のみなさまが魅力を感じるようなまちの盛り上げを併せておこなっていきたいと考えている。

そこで、万博への参加を促し、多くのインバウンド客等を区内に誘導することや、区民のみなさまが魅力を感じ、まちの盛り上げと魅力の向上につながるための具体的な施策として、西九条歩道橋、朝日橋及び正蓮寺川公園にイルミネーションを施し、万博や日本文化をモチーフとした「魅力あるスポット・景観」を創り出すことで、万博への参加促進、此花区内のまちの盛り上げや回遊性を向上させていくことを本業務の目的とする。

３　履行期間

　契約締結日から令和７年10月31日まで

４　実施場所

　別紙のとおりとする。

５　業務内容

　上記２の業務目的を達成するため、以下の業務を行うこと。

1. イルミネーションのデザイン・設計

ア　多くのインバウンド客等が駅から此花区内に降りてきていないという現状を十分にふまえたうえで、西九条歩道橋、朝日橋及び正蓮寺川公園を電飾や光（レーザー）等で彩り、視覚的に駅利用客等が思わずぶらりと立ち寄ってしまうような魅力的かつ独創的なイルミネーションとすること。

イ　単調的なものや単なる画一的・一般的なものではなく、此花区の独自性を広く対外的にアピールするようなイルミネーションとすることや、デザインに再訪を促す工夫があるなど、随所に創意工夫を凝らすとともに話題性のあるデザインとすること。特に若年層によるＳＮＳ等での拡散につながるようなデザインとすること。

ウ　電球を使用する場合は、環境への配慮から原則としてＬＥＤ電球を使用すること。また、照度については近隣住民や自動車運転手の迷惑とならないように配慮した設定とすること。

エ　デザイン作成にあたっては著作権等に配慮し、利用申請等の手続きが必要な著作物については受注者において申請すること。

オ　西九条歩道橋及び朝日橋については、警察からの指導により、信号と同じ色彩（青・赤・黄）を使用し信号と見間違うようなものや、自動車運転手の目を引くような奇抜・強烈なデザイン性のものは不可となっていることに留意し、事前に警察の許可を得ておくこと。

カ　その他、本市建設局及び河川管理者等の施設・道路管理者等ともデザイン・設計について適宜事前協議を図ること。

キ　令和７年４月より開催される万博の参加促進も視野に入れ、万博を感じさせる要素を加えたイルミネーションとすること。

ク　万博等を訪れるインバウンド客を区内へ誘導することを意識し、日本情緒を感じさせる要素を加えたイルミネーションとすること。

ケ　子どもを含めた多くの人々が利用する場所に設置することに配慮し、安全性が十分に確保されたイルミネーションのデザイン・制作とすること。

(2)イルミネーションの設置・維持管理

ア　受注者において企画に沿ってリース等でＬＥＤ電球機器・電源機器を用意し、装飾をおこなうこと。

イ　設置にあたっては、発注者と十分に協議するとともに、本市建設局及び河川管理者等の施設・道路管理者等に事前に必要な許可を得ること。

ウ　装飾や配線等の設置物は、歩行者や通行車両、案内看板、交通標識等の妨げにならないよう十分に配慮すること。また、配線、電源等の防水対策を行い漏電が発生しないように注意すること。

エ　イルミネーション消灯時においても通行等の妨げとならないこと。

オ　イルミネーションにかかる電気について、受注者において電源確保をおこなうこと。必要に応じて、受注者において引込柱の設置工事、引込工事や契約をおこない、電気代の支払い等も受注者にておこなうこととする。また、電気引込工事等にともなう関係機関との調整、申請等もおこなうこと。

カ　強風等により設置物等が落下、倒壊、飛散しないよう受注者の責任のもと十分配慮するとともに、安全を確保すること。また、西九条歩道橋については部品等が歩道橋より下へ垂れ下がらないように注意し、朝日橋においては河川へ落下しないように注意すること。

キ　歩行者等が作品に触れることを想定し、安全性及びいたずら防止に配慮すること。

ク　イルミネーション電飾機器の設置後、発注者と受注者で協議のうえ、試験点灯を実施する。（試験点灯には施設、道路管理者等が立ち合いのうえ、照度等について軽微な調整を行うことがある。）

ケ　最終的な設置場所や維持管理等については発注者と受注者が協議のうえ、発注者が決定するものとする。また、点灯式の実施等、受注者独自で考案したイベントを追加で企画することは差し支えないものとする。その場合、発注者と随時協議のうえ実施すること。

コ　実施期間中における電球等のメンテナンス等を適正に実施するとともに、電球や資材が破損した場合は、速やかに修復すること。また、不点灯電球や漏電等のトラブルを確認した場合は速やかにその対応を行い、その結果を発注者に報告すること。

サ　荒天（台風）等が予想される場合は、一時撤去、随時点検を行うなど装飾の危機管理及び安全確保に努めること。また、当該危機管理、安全確保の体制について事前に発注者あて文書により報告すること。

シ　正蓮寺川公園のパラペット上のフェンスには設置しないこと。

ス　朝日橋におけるイルミネーションの設置について、欄干の塗膜を傷つけないよう配慮すること。

セ　イルミネーション設置場所付近において、必要に応じて雑踏、駐車対策を実施すること。

(3)撤去および運搬

　　イルミネーションの実施期間終了後、イルミネーションを速やかに撤去し、設置場所の現状復旧作業を行うこと。

(4) 発注者との協議

必要に応じて、適宜発注者との協議の場を設けること。また、以下の事項は必ず協議の場を設けることとし、発注者の承諾を得た上で本業務委託を実施すること。

ア　実施計画及び行程表等

　 イ　イルミネーションの原案策定時及びイルミネーションの実施前段階

　ウ　危機管理・安全確保にかかる体制表

(5) 効果的な発信・ＰＲ

イルミネーションのデザインが決まった段階や設置に着手した段階、完成した段階などの節目において、ＳＮＳに掲載するなどのほか、受注者の創意工夫により効果的に発信すること。ただし、プロジェクト名は発注者が決定するため、PRをおこなう際は積極的にプロジェクト名を使用すること。

(6) 関係先との調整

ア　西九条歩道橋、朝日橋及び正蓮寺川公園を所管する本市建設局及び河川管理者、その他の関係機関等との調整・協議を、適宜実施すること。

イ　本業務委託は受注者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様書に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおりするものではない。また、関係機関等との調整により、実施不可能になる可能性がある。その場合、受注者において代替手法を検討するとともに、発注者と随時協議のうえ実施すること。

(7) その他

ア　本業務委託で使用する全ての設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて保険に加入すること。

イ　本業務委託におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は全て発注者に帰属するものとする。

ウ　受注者は、本業務委託の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。

エ　受注者は、本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めがない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術、アイディアがあるときは積極的に提案すること。

オ　受注者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務委託遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず発注者と協議すること。また、契約締結後に契約内容や本仕様書の内容を変更する場合、双方協議のうえ決定すること。

カ　西九条歩道橋においては、西九条小学校の敷地内へのごみ投棄等対策のため簡易なネットを設置すること。また、設置にあたっては本市建設局等と調整をおこなうこと（別紙のとおり）。

６　イルミネーションの実施期間

1. 実施期間

令和７年７月１日（火）～令和７年10月13日（月）まで

1. 実施時間

午後６時頃から午後９時頃を目安とし、発注者と協議すること。

1. 撤去期間

令和７年10月14日（火）～令和７年10月31日（金）まで

７　報告書の作成

　全ての業務が完了した際は、業務完了報告書のほか、下記のデータが格納された電子媒体（CD-ROM等）１式を発注者へ提出し、発注者の検査を受けなければならない。写真以外の電子データについては、Windows Microsoft Word、Windows Microsoft Excel、Windows Microsoft PowerPoint、Adobe PDFの形式とする。

(1)各種図面（制作図、設置施工図等）

(2)各種写真（制作時、設置施工時、完成等）

(3)その他本業務に係る必要書類等

８　担当

　〒５５４－８５０１

　大阪市此花区春日出北１－８－４　　　此花区役所まちづくり推進課（総合企画）

電話：06-6466-9502　　　Eメール：td0010@city.osaka.lg.jp